

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成28年度 第1回)

会 議 録

会 議 名	平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会
日 時	平成28年7月26日(火) 午後2時00分～3時40分
場 所	東京自治会館 第七会議室
出席者	委 員 塚田・谷口・島津・水田・石井・大和田・尾崎(代理)・藤崎・橋本・阿部・櫻井・森田・元木
	説 明 者 八王子保健生活協同組合 特定非営利活動法人 地域住民の安全生活応援団 特定非営利活動法人 ゆう 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
	事 務 局 福生市・国立市
欠席委員	田淵・秋山
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 資料の確認 3 会議運営上の確認事項について 4 運営協議会に協議申請された事項の審査等について 5 その他
公開・非公開の別	公 開
非公開の理由	
傍 聴 人 の 数	13名
配 付 資 料	<p>事前配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度第1回特別幹事会協議予定団体一覧 ・福祉有償運送 新規登録申請団体要件確認表・新規登録申請書類一式(2団体)及び更新登録申請団体要件確認表(2団体) <p>机上配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿 ・資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表 ・資料3 多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表

平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会（第1回）

平成28年7月26日

【特別幹事会事務局】 開会
委員自己紹介
会議の成立報告
会長の互選及び副会長の指名

【特別幹事会事務局】 お待たせいたしました。ここからは会長の進行でお願いいたします。

【会長】 本日は会長の職を仰せつかりました。何分ふなれでございますので、円滑な議事進行のため、委員の皆様の特段のご協力を賜り進めてまいりたいと存じます。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速次第に従いまして進めてまいります。

次第の4、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 事務局より、本日の配付資料についてご説明いたします。

多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会次第でございます。それから、資料1、多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿。資料2、多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表。資料3といたしまして、平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表。

このほかに、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、並びに本日審査していただく各団体の要件確認表、新規登録申請書類一式を事前にお送りしております。

資料の不足等はありませんでしょうか。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

【会長】 大丈夫でしょうか。

それでは、続きまして次第の5、会議運営上の確認事項について、事務局よりお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、事務局からご連絡いたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、

氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。また、この特別幹事会は原則公開となっております。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定となっております。

本日の会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくことになっております。よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、続きまして次第の6、運営協議会に協議申請されました事項の審査に入ります。各団体からの申請は、所管の自治体及び特別幹事会事務局が内容の確認をしております。全体的な内容及び資料3の一覧表の各団体の申請の概要につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 事務局からご説明いたします。申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認しております。

東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の配備、運行記録簿や点呼簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体が確認しております。

重大事故の発生は各団体ともございません。法令の遵守については、各団体より宣誓書の提出を受けております。

事前にお送りしております要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保管しておりますので、必要があればお申しつけください。

では、資料3をごらんいただけますでしょうか。A3の審査団体要件確認一覧表でございます。今回は新規登録申請が2団体、更新登録申請が2団体でございます。順番に確認内容等につきましてご説明いたします。

No.1、八王子市所管の八王子保健生活協同組合でございます。こちらは新規申請の団体となります。運送主体は八王子保健生活協同組合、所在地は八王子市です。事務局の名称はボランティアセンター花束の会、所在地は八王子市となっております。法令遵守につきましては、宣誓書が提出されていることを確認しております。旅客から収受する運送の対価は距離制でございます。使用車両は運送主体の所有が3台、持ち込みが2台となっております。運転者及び運行管理体制につきましては、書類を確認し、いずれも不備はございません。運送対象者は49名で、内訳は身体障害者8名、要介護認定者25名、要支援

認定者13名、精神障害者3名となっております。損害賠償措置につきましては、対人、対物ともに無制限の保険に加入しております。

なお、申請書類No.3の法人の登記事項証明書の日付が古くなっている、その理由につきましては、後で八王子市より説明をしていただきます。

続きましてNo.2、八王子市所管の特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団で、更新申請となります。運送主体の所在地、使用車両の使用権限について変更があり、届け出済みとなっております。また、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

続きましてNo.3、東久留米市所管の特定非営利活動法人ゆうでございます。こちらは新規申請の団体となります。運送主体、事務所の名称は特定営利活動法人ゆう、所在地は東久留米市となっております。法令遵守につきましては、宣誓書が添付されていることを確認しております。旅客から収受する運送の対価は距離制でございます。使用車両は運送主体の所有で、車いす車が1台となっております。運転者及び運行管理体制につきましては、書類を確認し、いずれも不備はございません。運送の対象者は20名で、全員が知的障害者の方でございます。損害賠償措置につきましては、対人、対物ともに無制限の保険に加入しております。

続きましてNo.4です。羽村市所管の社会福祉法人羽村市社会福祉協議会で更新申請となります。運送主体の代表者の変更があり、届け出済みとなっております。また、運転者数、運転管理責任者、会員数、損害保険に変更がございます。

事務局からは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、1団体ずつ審査に入ります。初めにNo.1、新規申請、八王子市の八王子保健生活協同組合につきまして、所管の八王子市から、補足説明等がございましたらお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願いたします。

まず、補足説明をさせていただきます。八王子市の概要についてご説明いたします。八王子市は東京都の西部に位置し、面積は186.38平方キロメートル、平成28年6月末時点での人口は56万3,431人となっております。

次に、今回協議いただく団体が対象としております旅客範囲につきましては、平成28年6月末時点で身体障害者手帳1級から6級の方が1万5,488人、愛の手帳1度から4度の方が4,135人、精神障害者手帳1級から3級の方が4,397人となっております。

また、介護認定を受けている方につきましては、平成28年4月末時点で要介護1から5の認定を受けている方が1万7,806人、要支援1、2の認定を受けている方が7,461人となっております。

次に、福祉有償運送の必要性についてご説明いたします。現在、市内には11社のタクシー事業者さんがございまして、480台が運行しておりますが、福祉車両での運行につきましては1社が1台で運行している状況です。また、市内の福祉有償運送登録団体につきましては、平成19年度には16団体が登録しておりましたが、運転協力者の高齢化等を理由に事業を廃止する団体がございまして、現在10団体に減少しております。

事務局説明にもありましたとおり、運送区域につきましては、発着地のいずれかが八王子市内であることとしております。また、運送の対価につきましては、迎車料金1回200円、待機料金30分以内400円、介助料金30分以内600円、車いす乗降介助1回100円としております。

次に、法人としての八王子保健生活協同組合について、ご説明いたします。八王子保健生活協同組合は昭和44年に個人病院として開設してから、昭和59年に東京都の認可を得て法人格を取得し、保健生活協同組合となりました。現在は居宅介護支援事業所の運営や地域包括支援センターの受託等、医療、福祉の分野で幅広く事業を展開し、地域の医療機関や介護事業所と連携した地域づくりを目指しています。事務局は八王子市元八王子町に設置しております。登記事項証明書につきましては、定款の変更に伴う登記簿変更を東京都に申請中であるため、平成28年1月28日時点のものとなっております。

ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。以上で説明は終わりました。委員の皆様、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】 では私から、質問ですけれども、まず八王子保健生活協同組合というのは、生協法に基づく医療生協ということで理解してよろしいでしょうかというのが1点です。それから、利用者の方は主に病院との送迎ということで理解してよろしいでしょうか。まだ質問がありますので。委員に聞きたいのですが、仮に病院等の送迎であれば無償運送も可能でしたね。

【タクシー事業者代表委員】 そうです。

【委員】 ということは、なぜ福祉有償運送にされたのかということの後ほど教えていただければと思います。それが2点目であります。

あと、確認表の3ページに介助料金が600円とあるのですが、要支援者、要介護者、障害者の方々がいらっしゃるのですけれども、介護保険法と障害者総合支援法を使わないのでしょうかという質問が3点目です。

もう一点目は、確認表の4ページですけれども、日本カーソリューションズ株式会社、これはリース会社なのでしょうかというのが5点目の質問です。

6点目が、資料5ページにありますドライバーの方で75歳と76歳の方、75歳を超えている方がいらっしゃるのですけれども、大型の免許は持っていらっしゃるのですか。健康診断等といったところでどんなご配慮をされているのですか。教えていただければと思います。

私の質問、大体わかりましたでしょうか。まず、性格は生協法に基づく医療生協と理解してよろしいでしょうかというのが1点目です。

【八王子市】 そのとおりです。

【委員】 2点目は、主に利用者の方は病院との送迎ということで理解してよろしいでしょうかということです。

【八王子保健生活協同組合】 追加があるのですけれども、よろしいですか。病院等の送迎のほかにも、郵便局とか買い物とか、移動困難者に対するサービスということで、病院等のほかにもあります。

【委員】 それで、福祉有償運送にされたわけですね。

【八王子保健生活協同組合】 そうですね。

【委員】 わかりました、それは理解しました。それから、介助料金600円というのは介護保険法、障害者総合支援法等々は利用されないのでしょうか。

【八王子保健生活協同組合】 それにヘルパーさんが同乗しないということが、主に病院の中の院内介助がそれに当てはまっているものですから、それでお願いしています。

【委員】 確かに、院内介助は介護保険法では難しいですからね。

【八王子保健生活協同組合】 そうですね。

【委員】 あと、この日本カーソリューションズ株式会社というのはリース会社と理解してよろしいでしょうか。

【八王子保健生活協同組合】 そうです。あと、ドライバーの年齢の件ですね。

【委員】 健康診断等はどうされているのですか。

【八王子保健生活協同組合】 今、年齢は75を過ぎている方が入っていらっしゃるの

ですけれども、その方に関しては、ご本人も年齢的なことを気になさっていて、自分が本当にやっていけるかどうかということもご本人の口から言われているのです。うちとしても、もちろん健康診断は受けています。ドライバーの年齢に関しても75歳までとかいうことではなくて、約1名の方はタクシーのドライバーを長年やっていらした方で、非常に安全運転に心がけている方だったものですから、年齢は高かったのですけれども、お願いしていました。今後はそういうことで皆さんと協議して、1つは年齢のことも考えて、若い方々にボランティア活動していただけるように話を持っていきたいと思っております。

【委員】 わかりました。定年制の問題については、いろいろと議論が分かれているところですが、健康管理に留意していただければと思います。

【八王子保健生活協同組合】 そうですね。つけ足して言わせていただきたいのですが、ほかの団体にかかわっていたときに、70代でもう本当に元気な方だったのですが、急に大動脈瘤乖離という、運転中ではなかったんですけれども、そういうことも現実を経験しています、ですから健康診断とか、きのうまでは元気だったけれどもある日突然ということがあり得るので、そこのところは十分考えて、もちろん年齢が75いっているとその確率も高いのですが、72の方もそういうことがあったということで、十分考えていかなければいけないと思っております。

【委員】 こちらは母体が病院ですけれども、病院での健康診断みたいなのを受けられるのですか。

【八王子保健生活協同組合】 八王子市の健康診断は受けています。

【委員】 市の健康診断ですね。

【八王子保健生活協同組合】 そうです。市の健康診断です。

【委員】 では、ぜひ病歴の管理等、ドライバーの方をお願いいたします。

【八王子保健生活協同組合】 わかりました。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 すみません。

今の関連ですけれども、八王子市の健康診断を受診されて、あと今、過去の病歴をという話がありましたが、特に70代の方が多いので、具体的にどのように管理されていくおつもりですか。

【八王子保健生活協同組合】 そこのところはまだ踏み込んでお話しはしていません。ただ、皆さん自分の年齢が、運転するということは人の命を預かるということで、そこのと

ころは非常に気にしています。ただ、ボランティア活動ということで、ほかの活動があるものですから、年齢がいったら違うほうの活動に回っていかうかというような話は出ています。ただ、自己管理とすると、血圧をはかっているとか、ちょっとでもぐあいが悪いというときには休ませてもらいたいというようなことも話をしています。それ以上に、もしきちんと規定として健康管理の用紙を出してくださいということになれば、それは考えて皆さんにお願いするようになると思います。

【委員】 我々の業界でも、大体、ご自分では大丈夫だと言う方が多いのです。そんな中で年2回の健康診断はもちろんですけれども、健康診断ではその結果に基づいて、要は通院状況ですね。通院していない人が一番危ないので、いつまでに通院しなければ乗せませんという話もありますし、それから通院している人たちも、言ってはあれですけれども、中にはうそを言う人もいるものですから、病院へ行っているという確認、例えば薬の袋だとか、そういうのを最低でも月1回は全部チェックして、それで通院状況の確認をしてやっている。我々はもうちょっと年が下の人たちですけれども、70以上の人ですから、管理者の方々が相当配慮というか、状況をヒアリングして、しっかりチェックしていかないと、何かがあつてからでは遅いと思いますので、ご本人任せにしないでいただきたいと思っています。

【八王子保健生活協同組合】 わかりました。そのところは運行管理責任者と十分話をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】 ほかにございませんでしょうか。

【委員】 任意保険についてお伺いしたいのですが、車両のほうは持ち込み車両を2台お使いになるということで資料には記してあるのですが、そのうちの登録番号が8314のもの、こちらの使用目的が日常レジャー使用になっているのですけれども、福祉有償運送で使用して事故があつたときにこれでカバーできますか。大丈夫ですか。

【八王子保健生活協同組合】 保険ですか。

【委員】 はい。持ち込み車両の……。

【八王子保健生活協同組合】 1267の車両の件ですか。

【委員】 あ8314の車両、任意保険ですね。

【八王子保健生活協同組合】 8314というのは3番のほうですか。

【八王子保健生活協同組合】 持ち込み。

【八王子保健生活協同組合】 3番に関しても日常レジャー使用になって、そのとこ

ろはひっかかったのです。もともと持ち込みのときに、これは私が使っていた車をそのまま持ち込んでしまったということがあるので、状況によっては、今後、使用目的の変更をします。

【八王子保健生活協同組合】 そのほうが安全で、安心して乗っていただけるということで考慮します。

【八王子保健生活協同組合】 いや、すぐやります。

【会長】 今のご発言ですと、保険の内容について変更しますということによろしいんですね。

【八王子保健生活協同組合】 使用目的についてはもう日常レジャーではなくて、業務使用に変えてしまえば、業務使用に変えます。

【会長】 ほかにございますでしょうか。ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまご審議いただきました団体につきまして、特別幹事会としましては、保険内容の変更というのは、一部条件付きかなというような認識をさせていただいておりますが、運営協議会において説明いただくということで、条件つき了承とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【委員】 病歴の管理等も努力していただきたいと思います。多分、今日は委員が遅れて参りますけれども、次回の運営協議会でそこはまたいろいろとご議論になる可能性がありますので、そこはひとつお願いします。

【会長】 今、委員から病歴の関係のお話が出ましたけれども、そちらについても一部の条件付きという部分に附帯させていただくという形で。

【八王子保健生活協同組合】 運転手のボランティアの……。

【八王子保健生活協同組合】 健康診断は医者がいるからいつでもできるけれども。八王子保健生協ですので、医者も看護師も、医療関係者もたくさんいますので、それはいつでも健康診断をして、何月何日までに持ってこいと言えば、それはいつでもできます。

【八王子保健生活協同組合】 病歴のことですか。病歴を記したものであることになりませんか。通院の……。

【委員】 先ほど委員からお話が出たとおり、そうですね。特にご高齢のドライバーについてはしっかりやられたほうがということです。

【八王子保健生活協同組合】 そのところは持ち帰って話をします。

【委員】 多分、70代の方はほとんどの方が定期的に病院に行っていらっしゃると思

います。その確認をしっかりといただければよろしいと思います。

【八王子保健生活協同組合】 書類ということではなくて、口頭でもよろしいですか。

【委員】 そうですね。

【八王子保健生活協同組合】 わかりました。

【会長】 そちらにつきましては書類ではなくて、口頭でご確認をいただくということで、それは条件という形にはしませんけれども、一部、先ほど申し上げた部分につきましては条件付きで了承という形で、運営協議会において説明をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

【八王子市】 では、次回の運営協議会までにその内容を確認いたしまして、運営協議会で改めてご報告させていただくような形で。

【会長】 そうですね。よろしくお願いいたします。

では、続いてNo. 2です。更新の申請になります。同じく八王子市の特定非営利活動法人地域住民の安全生活応援団、同じく所管の八王子市から補足説明等ございましたらお願いいたします。

【八王子市】 では、引き続きご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。7月21日に地域住民の安全生活応援団事務所にて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

運転者の要件につきましては、市が実施する健康診断、もしくは医療機関が実施する健康診断を年1回受けていることを確認しております。また、対面点呼につきましては、免許証所持、疾病確認、疲労確認、飲酒の有無の確認を実施していることを確認しております。ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。以上で説明は終わりました。委員の皆様のご意見、ご質問等はございますでしょうか。

【委員】 よろしいでしょうか。先ほどご説明があったとおり、使用車両のほうに変更があるということで、団体所有のものから持ち込み車両に切りかえたということなのですが、持ち込み車両の所有者のお名前が入っているのですが、この方と法人との関係を教えていただきたいというのが1つです。

もう一つは、持ち込み車両になったということで、使用契約書ありということで要件確認表にはあるのですが、使用契約書について、この場では特に確認することはできないと思うのですが、次回、運営協議会のときには契約書のほうも確認させていただければと思います。

【会長】 はい。

【八王子市】 まず先ほどの所有者の方ですが、こちらの団体の運転協力者の方になっております。もう一点の契約書、持ち込み車両の使用に関する契約書ですか。今、資料の中には入っていらっしやらない……そちらについては確認いたしまして、もし可能でしたら次回の運営協議会のときに資料をそろえさせていただくような形でお願いしたいと思います。

【会長】 はい。どうぞ。

【委員】 先ほどと同じで、運転者の方が3名だけで、いずれも69、74、76と大変ご高齢な方ばかりですね。そういう意味では、先ほど申し上げたように、乗務員さん、運転手さん任せにすることのないようにしっかり確認していただきたいと思います。

【地域住民の安全生活応援団】 今、若返りを心がけていますので。

【会長】 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの件でございますが、今、委員さんから、使用車両の契約書の添付というお話が出ました。一応、一部条件つきということで考えさせていただき、運営協議会までにはそちらをそろえていただくという形をお願いを申し上げたいと思います。

【八王子市】 申しわけございません。私どもにはそちらの車両使用承諾書は提出されておりましたけれども、おそらく配付資料に漏れてしまったのかなと思いますので。

【会長】 添付ではないということですか。

【八王子市】 はい。申しわけございません。

【会長】 わかりました。次回、運営協議会のときにはそれをつけていただくという形をお願いいたします。

【八王子市】 承知しました。

【会長】 あと、高齢者のほうの関係につきましては、ご留意をお願いしたいと思います。

ということで、一部条件つきという形で、運営協議会において説明いただくということで、条件つき了承とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、条件つき了承とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。ちょっとお待ちいただけますでしょうか。

こちらで団体の方の入れかえをさせていただきますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

恐れ入ります。ここで審議に入ります前に、ただいま委員がご到着されましたので、自己紹介を簡単にさせていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

【委員】 遅くなりまして申しわけございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】 よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、No. 3になります。新規申請、東久留米市の特定非営利活動法人ゆう、所管の東久留米市から補足説明等ございましたらお願いいたします。

【東久留米市】 東久留米市でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、補足説明に入らせていただきます。まず、東久留米市の概況につきましてご説明させていただきます。東久留米市は東京都心から北西部へ24キロの北多摩の北東部に位置しております。東は西東京市と埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京市と小平市で、北が清瀬市と埼玉県新座市に接しております。東西6.5キロで、南北3.5キロの長さで12.92平方メートルでございます。本市の標高といたしましては、70メートルから40メートルの範囲で西から東へ緩やかな地形となっておりますが、何本かの崖線、要は崖の連なりが通っており、坂が大変多い地形となっております。

人口につきましては、平成28年7月1日現在で11万7,055人でございます。今回の対象としております障害者の移動制約者の状況でございますけれども、平成27年度における身体障害者手帳1級から6級の方が3,252人、そのうち両上下肢1級が20人、また愛の手帳1度から4度の方が999人、精神障害者手帳1級から3級の方が907人、合計で1,926人を移動制約者と考えております。

今回申請させていただいておりますNPO法人ゆうにつきましては、東久留米市南町に本部のあるNPO法人でございます。障害があっても地域の皆と普通に、そしてさまざまな経験を通して豊かな生活が送れるように居宅介護、重度訪問介護、放課後デイサービス等を実施している団体でございます。今回、団体からの申請理由につきましては、今まではスタッフの自家用車を用いて、ボランティアが無償運送を実施しておりましたが、今後は法人の車両を使用して、法人事業として福祉有償運送事業を実施していくということで

ございます。

運送主体の名称は特定非営利活動法人ゆうで、事務所も同一名称でございます。所在地も一緒でございます。そちらにつきましては登記簿で確認しております、法令遵守等につきましても、宣誓書を添付されていることを確認しております。旅客から収受する対価は距離制でございます。初乗りが2キロまで350円、以後1キロごとに100円でございます。運送対価以外の対価は迎車回送料金が2キロまで150円、以後1キロごとに50円、添乗料は30分まで800円、以後30分ごとに800円でございます。使用車両は車いす車が1台となっております。運転者及び運行管理体制につきましては書類で確認しており、いずれも不備はございませんでした。運送の対象者は20名で全員が知的障害者の方でございます。損害賠償措置につきましても、対人、対物ともに無制限の保険に加入しております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。以上で説明は終わりました。委員の皆様、御意見、ご質問等はございますでしょうか。

【委員】 こちらの移動サービスは知的障害者の方の通所か何かで、この福祉有償運送ということで理解してよろしいでしょうか。あるいはほかにまだあるのでしょうか、教えてください。

【東久留米市】 私から。通所であったりとか、放課後デイの終了後に行ったり、作業所に行かれたり、あと通院等で使っております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかに何かございますでしょうか。

【委員】 よろしいですか、もう一点。こちらの申請書類の35ページでちょっと気になったのですが、運行管理、整備管理の指揮命令系統、代表者も苦情処理も同じ方で、これは分けられたほうがいいのかという感じを持っているのですが、ぜひお願いしたいのです。

【会長】 対応のほうは大丈夫でございますか。

【ゆう】 はい、大丈夫です。

【委員】 よろしいですか。ついでに書類を見る限りでは、NPOゆうさんの定款にある設立当初の役員と、多分、今の役員さんが違うのかと思うのですが、あと登記簿謄本を見ますと、役員に関する事項、個人名しか載ってないんですね。そのわりには1

8ページの役員名簿にはずらずらっといろいろな方が載っていらっしやって、理事長と急に個人名が出てくるのですが、役員名簿の中では理事長になっているし、私、その辺がよく理解できないのですけれども、どうなっているのでしょうか。

【東久留米市】 定款につきましては、一番最後の附則は、当初の役員が載りますので、こちらは当初ということでございます。

【委員】 ですね。

【東久留米市】 履歴のほうは理事長の名前が理事という形で、こちらは……。

【委員】 いや、私が言っている質問は、16ページの役員に関する事項の個人名はわかるのですが、18ページにずらずらっと書いている理事さんはどこに登記されているのですかという話です。言っている意味はわかりますか。

【会長】 お答えできますか。

【委員】 1人しかいない理事ですか。私もわからない……。

【ゆう】 平成24年でしたか、登記簿のほうには代表のみを記載ということになりましたので、こちらの役員は全部……。

【委員】 もう、そういうものなのですね。

【ゆう】 NPOはそれでいいということになったので。

【委員】 ということになったのですね。ならいいです。役員名簿の中に理事としてあるのは理事長の間違いなのでしょうか、ここの辺がちょっと……。

【東久留米市】 理事長ですね。

【ゆう】 そうです。

【東久留米市】 すみません、ここが理事長。

【委員】 では、これを直しておいてください。

【東久留米市】 はい、すみませんでした。

【会長】 こちらにつきましては修正をお願いいたします。何かほかにごございますでしょうか。

【委員】 特に知的障害者さんの輸送を主にされているということで、非常に意義のあることだなと思っております。

【会長】 ほかにございますか。

それでは、ないようでございますので、登記簿謄本の問題でございますが、こちらについては早急に理事長に直していただくという形で対応は大丈夫ですか。

【東久留米市】 役員名簿のほう。

【会長】 すみません、役員名簿のほう。

【東久留米市】 早急に直させていただきます。

【会長】 大丈夫ということで、よろしいですね。

それでは、ただいまご審議いただきました団体につきまして、特別幹事会ではそれをやっていたと、条件つきではごまかせんけれども了承という形で、協議会にお諮りしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、そういう形でお願い申し上げます。

続きまして、No. 4になります。更新申請、社会福祉法人羽村市社会福祉協議会、所管の羽村市から、補足説明等ございましたらお願いいたします。

【羽村市】 羽村市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、特別幹事会事務局のご説明のとおりでございます。また、社会福祉協議会におきまして、運行記録簿等の書類の確認、それから使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理・運営されている状況を確認してございます。ご審議のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。委員の皆様、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【委員】 よろしいですか。前回の申請よりも利用者さんが減っていらっしやって、運転手さんも減っていらっしやって、事業を大分縮小しているかなという感じを受けるのですけれども、理由はどうなのでしょう。

【羽村市】 利用者が減っている理由でございますが、利用会員の要件に社会福祉協議会の会員への加入ということと、あと1年以上利用のない方は資格を喪失するという規定を設けて、それらに当てはまる会員の方にご通知し、意向調査をさせていただきましたところ、退会者が多く、またそのほかに死亡、施設入所などの理由によりまして会員が減少したという経緯でございます。

【会長】 ほかにございますでしょうか。

【委員】 いいですか。こちらの協議とはちょっと話が変わってくるのですけれども、介護保険を利用されている利用者も、要介護認定の方であったり、要支援の方もいらっしゃるのですが、社協さんは、包括さんであったり、ケアマネジャーさんたちとの連携とか

はやっていたりするのですか。

【会長】 お願いします。

【羽村市社会福祉協議会】 羽村市社会福祉協議会でございます。連携と言えるかどうかはわかりませんが、ケアマネジャーが日ごろの利用者とかかわりなどの中で、必要性があればこちらの制度をご案内して利用につなげていくというようなことはございます。

【委員】 例えばサービス担当者会議とかを開催するときに、同席されたりとかいったことはありますか。

【羽村市社会福祉協議会】 そういったことはしてございません。ないですね。

【羽村市社会福祉協議会】 ないです。

【羽村市社会福祉協議会】 はい。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

【委員代理】 この対価ですけれども、変えろとかそういうことではなくて、実態として超過30分ごとに175円ということですが、結構半端な金額になると思うのですけれども、おつりの対応とかはちゃんとできているのでしょうか。

【羽村市社会福祉協議会】 こちらにつきましては、事前に利用券を販売しております関係で、運行時での小銭のやりとりはございません。

【委員代理】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいま審査をいただきました団体につきまして、特別幹事会といたしましては了承ということで、協議会にお諮りしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

以上で、協議申請をされた団体の審査は終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして次第の7、その他につきまして、事務局からお願いを申し上げます。

【特別幹事会事務局】 本日ご了承いただきました案件につきましては、来月の運営協議会に特別幹事会会長より報告いただきまして、ご協議いただきます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。今後の予定でございますが、運営協議会事務局の国立市からお願い申し上げます。

【運営協議会事務局】 運営協議会事務局の国立市より、今後の予定をご報告させていただきます。

第1回運営協議会を8月30日火曜日に開催いたします。本日ご了承いただいた案件をご協議いただきたいと思います。開始時刻は午後2時から、会場はこちらの東京自治会館大会議室でございます。運営協議会委員の方におかれましては、ご出席をよろしくお願いいたします。

以上になります。

【会長】 運営協議会事務局より提案がございましたが、委員の皆様、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、そういった形で決定させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。これももちまして第1回特別幹事会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —